

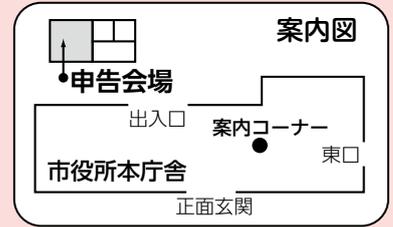
住民税（市・県民税）の申告

をお忘れなく！

問 税務課市民税係
☎364-1111 (内線216・217)

とき 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日は除く
午前9時～11時30分、午後1時～4時

ところ 市役所北分庁舎 (本庁舎裏プレハブ1階)

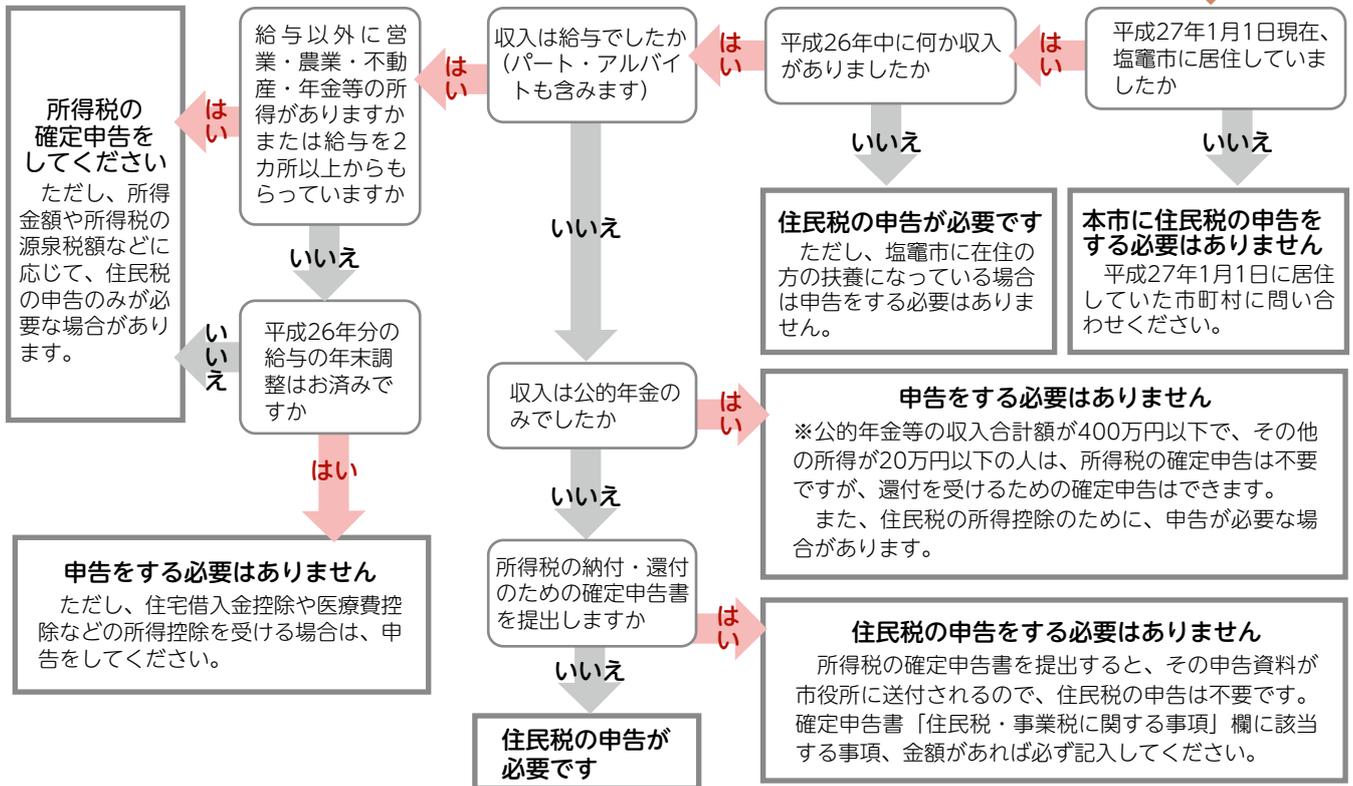


申告が必要か確認してみましょう！

特殊なケースやご不明な点は問い合わせください

「はい」「いいえ」の矢印に従って
進んでください

スタート



ところ

午前9時～午後4時
マリンゲート塩釜3階
マリンホール(港町1-4-1)

とき

2月2日(月)～3月16日(月)
(土日祝日は除く)

■マリンゲート会場のご案内

⑧平成27年1月1日現在に塩竈市に住民登録がない方の申告

⑦消費税の申告

⑥準確定申告 (亡くなられた方の申告)

⑤青色申告

④申告分離課税を選択した上場株式等の配当の申告

③譲渡収入 (土地、建物、株式などを売却して得た収入) の申告

②東日本大震災により被害を受けた方で雑損控除 (修理代など) の適用を受ける申告

①平成26年分 (H26.1.1～12.31) よりも前の年分の申告

■申告期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け付けています

が、内容が限られます。

次の申告・相談は、市役所で受け付けできませんので、マリンゲート会場場で申告をお願いします。

申告日程

月	日	曜日	午前(9:00~11:30)	午後(13:00~16:00)
2月	16	月	月見ヶ丘、一森山	今宮町、梅の宮
	17	火	貞山通1~3丁目、長沢町、字長沢	みのが丘、東玉川町
	18	水	旭町、泉ヶ岡	新富町、桜ヶ丘
	19	木	袖野田町、野田、中の島	白萩町、石堂
	20	金	小松崎、宮町	赤坂、白菊町
	23	月	泉沢町、西町	浦戸 塩釜市漁業協同組合
	24	火	宮城県漁業協同組合	塩釜市第一支所
	25	水	本町 北浜3・4丁目	清水沢1・4丁目
3月	26	木	北浜1・2丁目	清水沢2・3丁目
	27	金	大日向町、西玉川町	向ヶ丘、権現堂

月	日	曜日	午前(9:00~11:30)	午後(13:00~16:00)
3月	2	月	南町、佐浦町	香津町、栄町
	3	火	海岸通 新浜町1~3丁目	玉川1・2丁目
	4	水	芦畔町、牛生町	玉川3丁目、 母子沢町
	5	木	松陽台1・2丁目	松陽台3丁目、 字庚塚
	6	金	港町1・2丁目、 尾島町	越の浦1・2丁目、 字越ノ浦、青葉ヶ丘、 字石田
	9	月	楓町1~3丁目、 字伊保石	杉の入3・4丁目、 字杉の入裏
	10	火	杉の入1・2丁目	舟入1・2丁目、 千賀の台1~3丁目
	11	水	錦町、南錦町	花立町、後楽町
	12	木	藤倉2丁目	藤倉1・3丁目
	13	金	予備日	
	16	月	地区別の日程でご都合が悪い方は予備日 もしくはマリゲート会場で申告してください。	

申告に必要な持ち物

①印鑑(スタンプ印は不可)	
②収入を証明するもの(平成26年分)	
○給与所得、公的年金等の源泉徴収票(原本) ○帳簿 ○経費等の領収書 など ※事前に収支内訳について計算をお願いします。	
③下記の控除を受けるための領収書・証明書など	
医療費控除	○医療費の領収書と保険等で補てんされた金額を示すもの ○控除の対象となる介護サービス利用料の領収書 ※事前に合計金額の計算をお願いします。
社会保険料控除	○国民健康保険税領収書 ○後期高齢者医療保険料納付書 ○任意継続保険料の領収書 ○介護保険料納付書 ○国民年金保険料控除証明書
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金保険料控除証明書 ○介護医療保険料控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ○旧長期損害保険料控除証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの
障害者控除	○障害者手帳など各種手帳 ○障害者控除対象者認定書
勤労学生控除	○学生証 ○学校等から交付される証明書
雑損控除 寄附金控除	○領収書(証明書) など
住宅借入金等特別控除	○住民票(原本) ○請負契約書または売買契約書(写) ○登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)(原本) ○借入金の年末残高等証明書(原本) ○建築確認通知書か検査済証の写し、または増改築等工事証明書
繰越損失控除	○平成27年度(26年分)に繰り越す損失額が分かるもの(前年の申告書などの控え)
④本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの(所得税の還付申告を行う方)	

■事業主の皆さんへ
 ・給与支払報告書の提出期限は、
 2月2日(月)です。
 ・宮城県および県内市町村は、
 平成25年度より、特別徴収義
 務者の一斉指定を実施してい
 ます。ご理解とご協力をお願
 いします。

申請・問い合わせ先
 長寿社会課介護保険係
 ☎36411204 (吉番館庁舎1階)
 (内線718・722)

認定内容
 ①特別障害者控除対象者
 ・要介護度3・4・5
 ・要介護度1・2で寝たきり度
 Bランク以上または認知症
 IIIランク以上
 ②障害者控除対象者
 ・要介護度1・2

**要介護度による「障害者控除
 対象者認定書」の交付について**
 要介護認定者本人または、認
 定者を扶養している方が、確定
 申告などをする際に必要な「障
 害者控除対象者認定書」を交付
 します。
 ただし、身体障害者1・2級
 の手帳を交付されている方は不
 要です。